

警察庁旅費取扱規則第4条の規定による権限の委任等に関する訓令

[最終改正 令和2.3.12 京都府警察本部訓令第6号]

(委任)

第1条 警察庁旅費取扱規則(昭和39年総理府令第11号。以下「規則」という。)第4条第2項の規定により、次の各号に掲げる職員に、当該各号に定める権限に属する事務を委任する。

(1) 別表の左欄に掲げる職にある職員 同表の右欄に掲げる職員に対する旅行命令に関する権限

(2) 所属長 所管に属する旅行依頼に関する権限

(代理)

第2条 警察本部長に事故があるときは、総務部長が規則第4条第1項の規定により委任を受けた事務を代理する。

2 前条の規定により委任を受けた者に事故があるときは、別表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある職員にその職務を代理させる。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

別表(第1条、第2条関係)

委任する職員	代理させる職員	旅行者
部長		部に置く職にある者(部長を除く。)及び部に置く所属の長(鉄道警察隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長を除く。)
課長	次席	課長を除く職員
室長	次席	室長を除く職員
機動捜査隊長及び交通機動隊長	副隊長	隊長を除く職員
鉄道警察隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長	副隊長	隊長以下の職員
所長	副所長	所長を除く職員

校長	副校長	校長以下の職員及び学生
署長	副署長	署長以下の職員